

全 労 連 小林 洋二 議長 殿

神奈川労連 高橋 勝也 議長 殿

1999年7月26日

日立闘争神奈川支援共闘会議事務局

日立神奈川争議団事務局

団結の回復に向けて

戦後最悪の不況に便乗した大企業のリストラ・人減らしが日本経済を益々混乱に陥れるなどの緊迫した情勢の下で、雇用と権利、平和を守る闘いの先頭に立っておられることに心からの敬意と連帯の意を表明します。

さて、日立争議について、去る3月29日、全労連の井筒幹事及び高山事務局員と日立闘争神奈川支援共闘会議の鈴木代表委員、豊田事務局次長及び当該争議団佐藤団長との話し合いが持たれ、更に4月20日に、全労連の熊谷副議長、西川副議長、坂内事務局長、と神奈川労連の高橋議長、菊谷事務局長及び池田事務局次長との間で話し合いが持たれ、それぞれ、その席上で全労連から「団結回復に向けて神奈川としての案を出して欲しい」旨の意向が支援共闘会議と神奈川争議団に対して出されました。

これに対する私達の考え方を別紙の通りまとめましたので、ここにご連絡申し上げます。

以上

1999年11月8日

日立神奈川争議団

団結の回復に向けて

去る1月30日の総会で、私達神奈川を除いて、中労委和解を進めるべく「日立争議支援中央連絡会」結成の方針を「決定」し、団の不団結が表面化して以来半年が経過しようとしています。そのなかで、戦後最悪の不況に便乗した会社の分社化・リストラ攻撃が一層強まり、それに対する職場からの闘いが不十分なままに、提訴外者が「今が解決のチャンス」との呼びかけに応じて原告と同様に1980年に遡った差別是正のバックペイを求め「共同要求提出争議団」に地域・職場の枠を越えて参加するなど、このままでは争議解決後の地域・職場の団結をも心配な事態となっています。

一方、日立争議団の不団結を心配して、各方面から様々な働きかけが行われています。私達は、これまでの争議の教訓と経験に裏付けられたご意見を謙虚に受けとめながらも、基本は「争議団・原告が先ず団結を回復すること」そして「原告団が自分達の頭で考えて自分達の努力によって団結を回復すること」なしには現在の状況は克服できないと考えています。

特に影響力が大きい全労連が「中央連絡会(準)」の中心を担うなかで、問題が「全労連対神奈川支援共闘の問題」に歪曲されるなどますます複雑化し不団結が拡大している事態は憂慮すべきものがあります。

そして、他方で「団結を」と言いながら、「提訴外の問題」など重要な不一致点では既成事実を積み上げられていく現状では、団結回復はますます困難さを増しています。

しかしこの度、全労連から「団結回復に向けた案」を私達神奈川に求められましたので、ここに現状を踏まえて、全面一括解決に向けた団結を回復するための提案を下記のように行います。

つきましては、本文書を各都県日立争議団に配布し、直ちに団結回復に向

けた日立争議団共闘会議としての話し合いを始めるよう呼びかけます。

記

1. 先ず日立争議団共闘会議の団結回復のために会議を

今回、不団結が生じたのは、「全労連参加問題」だけにあるのではなく、団共闘会議の内部において「争議情勢の見方」「中央支援共闘のあり方」「会社との複数のチャンネル問題」「神奈川支援共闘役員への誹謗中傷問題」「訴外者の問題」など多岐にわたって意見の不一致があり、それを解決すべく話し合いが進められていたにもかかわらず、1月30日の総会で、私達神奈川を除いて、中労委和解交渉に入ることを一方的に決めたことに端を発しています。

元もと、日立争議団共闘会議は「情報交換」と「一致点での共闘」を目的として始まったものです。従って、この原点を逸脱して会議の運営をはかった役員体制の見直しも含めて、次のような改善策をとよう提案します。

日立争議団共闘会議の民主的な運営を保障するために、「一致点での共闘」「対等平等」の原則と役員会は「全会一致で運営する」ことを確認する。

役員体制を在職者で再編する。

交渉団も在職者で再編する。

2. この間の総括を行い、要求における一致点を確認する。

日立争議団共闘会議の運営と体制が改められれば当然に、この間の総括と一致点を確認する必要がありますが、私達はそのなかで特に「要求問題の一致」を先ず重視したいと思います。特に次の諸点では現在の要求では問題があると考えています。

1) バックペイの要求について

原告一律 1980 年まで遡及しているのを提訴日前 2 年(男女差別は 3 年)とする。

2) 提訴外者及び関係会社者の扱いについて

既に提出した要求は長年闘ってきた原告とそうでない訴外者と同じであり、争議解決後、解決金をめぐって団結が崩れる恐れがあると考え、下記の通り提案する。

支援共闘に責任をもって解決してもらうためにも、先ず提訴外者がそれぞれの都県地労委へ提訴すること。その二次・三次提訴者には提訴日前 2 年のバックペイを要求する。又、二次・三次提訴者はそれぞれの都県争議団に加盟する。

二次提訴に踏み切れない提訴外者の要求については、差別是正の要求は行う(バックペイの要求は行わない)。

関係会社の差別是正については、直接雇用関係があるそれぞれの関係会社に対して要求すべき筋のものですが、中央支援共闘として、日立が関係会社に対して争議解決の指導を要求することは当然と考えます。

3) その他、解決金、全面解決要求等は別途協議する。

4) 一致点が見い出され、中央支援組織が組織される段階では中央支援組織に対応する争議団は日立争議団共闘会議となる為、「共同要求提出争議団」は解散する。

3. 1 項、2 項の議論が整理された段階で、早急に、1 都 3 県の中央支援共闘会議結成について議論を行うこととしたい。

4. 中労委和解交渉の停止

日立争議団共闘会議の団結を回復して、要求の見直し及び要求と解決に責任を負う中央支援共闘の結成に向けて議論している間は、当然、中労委和解交渉は停止されるべきです。

5. 各都県における運動の強化

しかし、不団結に乗じて会社は次々と人減らし「合理化」を強行している今、そのことが日本全体の雇用問題に重大な悪影響を与えていることを重視して、上述の議論と平行して、職場から地域からの運動を強化すべきことは言うまでもありません。

その運動と結合させて争議解決を求める運動を各都県の支援共闘がそれぞれの地域で強めることは、争議解決を早める上で不可欠であると共に、団結を強化する上でも重要と考えます。そして、その上に立って、一日も早く日立争議団共闘会議の団結回復をはかり、大統一行動を起こすべきです。

以上